

川根本町職員採用試験について(令和8年度11月実施)

【採用職種、採用予定人数及び受験資格】

採用職種	採用予定人員	受験資格
事務 (大卒)	若干名	大学卒以上の平成3年4月2日以降に生まれた人
事務 (高卒)	若干名	高校卒以上の平成3年4月2日以降に生まれた人
保健師	若干名	短大卒以上の昭和61年4月2日以降に生まれた人で、保健師資格を取得又は取得見込みの人
土木職	若干名	高卒以上の昭和56年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校等において土木に関する課程を修了した方(令和9年3月31日までに終了見込みの方も含む。)又は民間企業や官公庁で土木に関する職務経験(土木工事の設計・施工管理等)が3年以上ある方
業務員 (学校給食共同調理場)	1名	高卒以上の昭和51年4月2日以降に生まれた人で、調理師資格を取得済み、もしくは取得見込みの方、又は大規模調理場での調理経験のある方
労務職員	1名	高校卒若しくはこれらと同等と認める学校等を卒業し、平成3年4月2日以降に生まれた人で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる人

(注意事項) 次のいずれかに該当する場合は受験することができません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・地方公務員法第16条(欠格事項)に該当する方

地方公務員法(抜粋)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1.拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2.当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3.日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【試験日時及び試験会場】

日時：令和 8 年 11 月 8 日(日曜日) 午前 10 時から

会場：川根本町役場 （川根本町上長尾 627 番地）

注意：業務員、労務職員については、1 次試験は免除とする。

【申込方法】

申込受付期間：令和 8 年 10 月 5 日(月曜日)から令和 8 年 10 月 26 日(月曜日)まで

申 込 方 法：所定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、川根本町役場総務課へ提出
(又は郵送) してください。なお、以下の点にご留意ください。

- ・郵送による申し込みの場合は、10 月 26 日必着とする。
- ・郵送による申し込みの場合は、封筒に「試験申込」と朱書きする。

【申込用紙の請求について】

配布場所：川根本町役場総務課

配布時間：平日午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

※郵送により請求するときは、申込用紙の請求であることを記載し、宛先を明記した返信用
封筒（角 2 封筒へ 140 円切手を貼付）を同封してください。

請求先

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地

川根本町役場 総務課 行政庶務室 宛

電話 0547-56-2220

【試験内容】

第 1 次試験

試験日	試験の内容
11 月 8 日（日）	【職務能力試験〈BEST-A〉】 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	【論文（作文）試験】 原稿用紙 3 枚程度の記述試験

（注釈）ただし、業務員、労務職員については、1 次試験は免除とする。

第 2 次試験

試験日	試験の内容
12 月 15 日（火）	グループディスカッション・個別面接試験

（注釈）事務能力・適性検査は、第 1 次試験合格者に対して、事前に WEB にて行います。（別途指示）

【合格者の発表】

第1次試験および第2次試験の可否の結果は、文書で通知します。

【給与について】(令和8年3月1日現在)

職種	初任給支給額(月額)	期末勤勉手当(年額)
事務(大学卒・土木職)	232,000 円	716,500 円
事務(高校卒・土木職)	200,300 円	604,850 円
保健師(短大卒)	216,500 円	654,000 円
業務員・労務職員	223,200 円	674,000 円
・初任給は、前職の経験年数及び採用時の職務の級に応じて決定されます。 ・その他、期末・勤勉手当(前年度実績 4.65 月分)、地域手当が支給されるほか、支給要件に該当する方には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等が支給されます。		

【勤務時間と休日について】

勤務時間

原則、月曜日から金曜日の午前 8 時 15 分から午後 5 時まで。

ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

休日・休暇について

休日	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日まで（年間休日 120 日(令和 7 年度実績)）
休暇	年次有給休暇（年間 20 日間）・夏季休暇（5 日間）・産前産後休暇・その他冠婚葬祭等の際に利用できる特別休暇・育児や介護に伴う休業制度や短時間勤務制度、部分休業制度あり

採用試験に関する問い合わせ先

川根本町役場 総務課 行政庶務室 担当者：大村・中村

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾 627 番地（川根本町役場 本庁舎 2 階）

電話：0547-56-2220

メールアドレス：soumu@town.kawanehon.lg.jp